

県有財産売却公告

県有財産（土地）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 25 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 一般競争入札により売り払う物件
次の土地を入札に付し、売り払う。

物件名称	所在及び地番	区分	地目又は種類	面積(㎡)	予定価格
紀三井寺川廃川敷地	和歌山市紀三井寺 字向半斉 548 番 6	土地	雑種地	282.02	998 万円

備考 予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低売払い価格をいう。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の各号のいずれにも該当しない者であること

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると認められる者
- 自治法令第 167 条の 4 第 2 項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者
- 自己又は自社の役員等（法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に出資している者（個人である者に限る））又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当する者又は将来にわたって該当しないことを確約できない者
 - 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - 暴力団（暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
 - 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属している者
- 入札しようとする不動産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する営業又は暴力団の用に供しようとする者
- 別途定める和歌山県公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）の内容を承諾せず、順守できない者

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

参加の申込み手続きは、入札説明書に定める所定の公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式第1号）へ必要書類を添付し、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課へ一般書留または簡易書留により郵送または持参にて申し込むものとする。参加申込受付は令和8年9月25日（金）から令和8年10月20日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時とし、令和8年10月20日（火）午後5時までに必着であるものを有効とする。

なお、参加申込書類受付後に県から発行する納入通知書により、県が定めた金額の入札保証金を入札書提出までに納付しなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び次のインターネット上のホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/d00220394.html>

(2) 期間

令和8年9月25日（金）から同年10月20日（火）まで
県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

5 入札説明書及び県ガイドラインを交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 現地説明を行う場所及び日時

物件の所在する現地において次の日に現地説明会を行う。

現地説明会に参加するには、令和8年10月9日（金）午後5時までに、14(2)に記載の和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に電子メールにて、物件名称、氏名（法人にあっては法人名及び担当者名）、参加人数、連絡先を記入のうえ、申込みを行うこと。

令和8年10月13日（火） 午後2時から

※ なお、説明会への参加申込みがない場合は、現地説明会を行わない。

7 一般競争入札等の期間及び場所

(1) 入札期間

令和8年10月23日（金）午前9時から令和8年11月4日（水）午後5時【必着】

(2) 入札書提出場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県県土整備部河川下水道局河川課

(3) 開札日時

令和8年11月9日（月）午前10時30分から順次

(4) 開札場所

和歌山県庁東別館5階 会議室5-A

8 入札の方法

(1) 期間入札

(2) 一般書留または簡易書留若しくは持参にて入札書を提出する

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、予定価格の100分の10以上の額の入札保証金を指定された納付方法（県が発行する納入通知書）により納付しなければならない。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後還付する。落札者には、落札者が契約を締結しない場合または落札者の申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付する。

(4) 落札者が 11 に記載の契約締結期限までに契約を締結できなかった場合は、入札保証金は和歌山県に帰属する。

10 落札者の決定の方法

入札期間終了後、和歌山県は開札を行い、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

11 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、落札後契約に必要な書類を和歌山県に提出し、令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 5 時までに契約を締結するとともに、契約保証金を納付しなければならない。

なお、当該契約保証金は売払代金に充当することができる。

12 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結日の翌日から起算して 15 日以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を県の収納機関に納付しなければならない。

なお、契約保証金を売払代金に充当する場合は、その充当額を売払代金から差し引くものとする。

13 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

14 その他

(1) 本入札公告に記載のない事項については、入札説明書のとおりとする。

(2) 入札及び契約に関する事務または物件調書の内容に関することを担当する部局の名称、所在地及び連絡先

名 称 和歌山県県土整備部河川下水道局河川課
所在地 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
連絡先 TEL 073-441-3132
FAX 073-433-2147
MAIL e0804001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 契約書作成の要否
要